

海域の窒素・燐暫定排水基準の改正



環境省は、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布し、2023年10月1日に施行する事を発表しました。

水質汚濁防止法では、閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、1日当たり平均50立方メートル以上の排水量を放流している工場・事業場に対して窒素・燐に係る排水基準を適用しています。その際、直ちに一般排水基準に対応する事が著しく困難と認められる一定の業種については、暫定排水基準が設定されています。

暫定排水基準は1993年10月1日から5年ごとに見直しが行われています。このたび、現行の暫定排水基準が2023年9月30日をもって適用期限を迎える事を受けて、酸化コバルト製造業における窒素について、暫定排水基準の改定が行われました。

新しい暫定排水基準の内容は、下表の通りです。

				単位(mg/L)
	業種その他の区分	新基準	旧基準	一般排水基準 (参考)
窒素	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	130(110)	130(110)	120(60)
	天然ガス鉱業	160(150)	160(150)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物及びモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	4,100(3,100)	4,100(3,100)	
	酸化コバルト製造業	200(100)	300(100)	
燐	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	22(18)	22(18)	16(8)

※()内は日間平均

当社では、窒素・燐などの排水分析に関して長年の実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2023年9月29日付 官報 号外第204号

環境検査箇所 今井ひとみ

